

## 【国民宿舎恵那山荘宿泊約款】

### <適用範囲>

#### 第 1 条

当国民宿舎恵那山荘(以下当宿舎という)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令または一般に確立された習慣によるものとします。

2.宿舎が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### <宿泊契約の申し込み>

#### 第 2 条

当宿舎に宿泊契約の申し込みをしようとする場合は、次の事項を当宿舎に申し出ていただきます。

(1)宿泊する代表者の氏名、住所、連絡先の電話番号

(2)宿泊日、泊数、人数、性別、年齢区分(大人、小学生、幼児)及び到着時間

(3)その他当宿舎が必要と認める事項

2.宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿舎は、その申し出がなされた時点で新たな契約の申し込みがあったものとして処理します。

### <宿泊契約の成立等>

#### 第 3 条

宿泊契約は、当宿舎が前項の申し込みを承諾したとき成立するものとします。ただし、当宿舎が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当宿舎が定めるお預り金を、当宿舎が指定する日までに、お支払いいただきます。

3.お預り金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4.第 2 項のお預り金を同項の規定により当宿舎が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、お預り金の支払期日を指定するに当たり、当宿舎がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### <お預り金の支払いを要しないこととする特約>

#### 第 4 条

前条第 2 項の規定にかかわらず、当宿舎は、契約の成立後同項のお預り金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2.宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当宿舎が前項第 2 項のお預り金の支払いを求めなかった場合及び当該お預り金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

#### <宿泊契約締結の拒否>

##### 第5条

当宿舎は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の提供ができないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序著しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他業務上やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

#### <宿泊客の契約解除権>

##### 第6条

宿泊客は、当宿舎に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当宿舎は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当宿舎がお預り金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払により前に宿泊客が宿泊契約を解除した時を除きます。)は、別表第1に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当宿舎が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について当宿舎が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当宿舎は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が、午後6時以降に明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

#### <当宿舎の契約解除権>

##### 第7条

当宿舎は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序著しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (5) 岐阜県条例に反するとみなされたとき。
- (6) 施設または設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (7) 宿舎の管理上支障があると認められるとき。
- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備、その他館内設備等に対するいたづら、その他当宿舎が定める利用規則の禁止条項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2. 当宿舎が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が未だ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

### <宿泊の登録>

#### 第 8 条

宿泊客は、宿泊当日、当宿舎のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所、電話番号、性別、職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 泊数、人数、年齢区分(大人、小学生、幼児)、出発予定時刻
- (4) その他当宿舎が必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、クーポン券等通貨に代わり得る方法により行おうとするときには、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

### <客室の使用時間>

#### 第 9 条

宿泊客が当宿舎の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当宿舎は、前項の規定にかかわらず同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には別途利用料金を申し受けます。

### <利用規程の遵守>

#### 第 10 条

宿泊客は、当宿舎内においては、当宿舎が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

### <営業時間>

#### 第 11 条

当宿舎の主な施設などの営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、各室内の「ご案内」等でご案内いたします。

- (1) 宿泊 15:00～翌日 10:00
- (2) フロント 8:00～20:00
- (3) 食堂 イ.朝食 8:00～ 8:30  
                    ロ.昼食 11:00～14:00  
                    ハ.夕食 17:30～20:00
- (4) 売店 8:00～20:00
- (5) 大浴場 7:00～23:00
- (6) 門限 23:00
- (7) 消灯 23:00

2. 前項の時間は、当宿舎の必要に応じ変更することがあります。

その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

### <料金の支払い>

#### 第 12 条

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表題 2 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当宿舎が認めたクーポン券等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当宿舎が請求した時、フロントにおいてお支払いいただきます。

3. 当宿舎が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けません。

#### <当宿舎の責任>

##### 第 13 条

当宿舎は、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿舎の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当宿舎は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

#### <契約した客室の提供ができない場合の取扱い>

##### 第 14 条

当宿舎は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当宿舎は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の保証金を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当宿舎の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

#### <寄託物等の取扱い>

##### 第 15 条

宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当宿舎は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当宿舎がその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当宿舎は 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当宿舎内にお持込みになった物品または現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについては、商法第 595 条により賠償しません。

#### <宿泊客の手荷物又は携帯品の保管>

##### 第 16 条

宿泊客の手荷物が、宿泊に先だって当宿舎に到着した場合は、その到着前に当宿舎が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当宿舎に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当宿舎は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当宿舎の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては前条第 2 項の規定に準じるものとします。

#### <駐車の責任>

##### 第 17 条

当宿舎の駐車場は、どなたでも自由に使用できる公共駐車場です。したがって、宿泊客が当宿舎の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの預託の如何にかかわらず、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当宿舎の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

#### <宿泊客の責任>

##### 第 18 条

宿泊客の故意又は過失により当宿舎が損害を被ったときは、当該宿泊客は当宿舎に対し、その損害を賠償していただきます。

付記 恵那山荘の使用料は、岐阜県条例によります。

#### 別表第 1

##### 違約金(第 6 条第 2 項関係)

それぞれご利用予定料金(税込)の金額に対して

不泊 100%

当日 3,000 円(場合によっては夕食代を頂くことがあります。)

7 日前 2,000 円

(注)基本宿泊料に対する違約金の比較です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず 1 日分(初日)の違約金を収受します。

3. 団体客(15 名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前(その日より後にお申し込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における宿泊人数の 10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。

#### 別表第 2

##### 宿泊料金等の算定方法(第 12 条第 1 項関係)

##### 宿泊客が支払うべき総額

##### 内訳

1. 基本宿泊料(宿泊料+朝・夕食料)
2. 追加飲料(朝・夕食以外の飲食料)及びその他の利用料
3. 税金 消費税 5%

##### 備考

税法が改定された場合は、その改定された規定によるものとします。

基本宿泊料とは、原則として 1 泊 2 食付料金(宿泊料+朝・夕食料)とし、室料及び食事は、それぞれの料金ランクから選択していただいた料金を組み合わせた料金とします。